茅ヶ崎市こども育成部保育課所管に係る社会福祉法人助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市こども育成部保育課が所管する社会福祉法人の助成について、茅ヶ崎市社会福祉法人助成条例(昭和40年茅ヶ崎市条例第18号。以下「条例」という。)及び茅ヶ崎市社会福祉法人助成条例施行規則(昭和40年茅ヶ崎市規則第23号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成の種類等)

第2条 助成の種類、助成の目的、助成対象者、助成事業等及び補助金等は、別表に定めるとおりとする。

(申請書の様式等)

第3条 条例第5条に規定する申請書の様式及び提出期限は、別表に定めるとおりとする

(助成決定通知書の様式)

- 第4条 規則第2条に規定する助成決定通知書の様式は、別表に定めるとおりとする。 (助成の条件)
- 第5条 条例第6条第2項に規定する助成の条件は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 助成事業等の内容又は助成事業等の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けるべきこと。
  - (2) 助成事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けるべきこと。
  - (3) 助成事業等が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は助成事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。
  - (4) 条例、規則及びこの要綱の定めに従うこと。
  - (5) その他市長が必要と認める条件

(計画変更等承認申請書の様式)

第6条 規則第4条に規定する計画変更(中止・廃止)承認申請書の様式は、第3号様式 のとおりとする。

(計画変更等承認通知書の様式)

第7条 規則第5条に規定する計画変更(中止・廃止)承認通知書の様式は、第4号様式 のとおりとする。

(助成の時期)

第8条 助成の時期は、別表に定めるとおりとする。

(実績報告書の様式等)

第9条 条例第9条の規定による実績報告書の様式、同報告書に添付を要する書類及び提 出期限は、別表の定めるとおりとする。

(額の確定)

第10条 市長は実績報告書の提出があったときは、必要に応じて変更交付決定額の範囲 において確定の通知を行うことする。

(交付金の返環)

第11条 市長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える 交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還すること を命ずる。

(財産処分の制限)

第12条 条例第14条及び規則第7条の規定により市長が定める財産の種類及び期間は、別表のとおりとする。

(書類の整備等)

- 第13条 補助金等の助成を受けた社会福祉法人は、助成事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該助成事業等の完了の日の属する市の会計年 度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(届出事項)

第14条 助成事業等を行う社会福祉法人は、所在地又は名称若しくは代表者を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額)

第15条 補助金等の助成を受けようとする社会福祉法人は、申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及

び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第6号様式)により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。
- 4 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の4の表の付表の規定にかかわらず、平成13年度において助成対象事業を開始した月(4月1日から助成対象事業を開始した場合にあっては4月又は5月)の平均対象児童数(次に掲げる数のうちいずれか大きい方の数をいう。以下同じ。)が6人以上である保育所に係る平成14年度の助成金額は、同表の規定により算出した額又は2,262,000円のいずれか大きい方の額とする。ただし、当該保育所が同年度の途中において助成対象事業を廃止し、又は中止したときは、同年度の助成金額は、同表の規定により算出した額又は助成対象事業の実施月数に188,500円を乗じて得た額のいずれか大きい方の額とする。
  - (1) 1月のすべての週(次のアからオまでに掲げるもののいずれかをいう。以下同じ。
    - ) における1日当たりの助成対象事業を利用した児童の数のうち最大の数(以下「週

間最大利用者数」という。) を合計して得た数を当該月の週の数で除して得た数

- ア 月曜日から金曜日までの間
- イ 月の初日(その日が火曜日から木曜日までのいずれかの日である場合に限る。) から最初の金曜日までの間
- ウ 月の初日(その日が金曜日の場合に限る。)
- エ 月の最後の月曜日から末日(その日が火曜日から木曜日までのいずれかの日である場合に限る。)までの間
- オ 月の末日(その日が月曜日の場合に限る。)
- (2) 1月(その月の週の数が5である場合に限る。)の週のうち週間最大利用者数が最も少ない週(前号のアを除く。)以外の週の週間最大利用者数を合計して得た数をその月の週の数から1を減じて得た数で除して得た数

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成12年度に 係る補助金から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市保健福祉部児童福祉課所管に係る社会福祉法人助成要綱の規定は、 この要綱の施行日以後の申請に係る助成について適用し、同日前の申請に係る助成につ いては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の1の表助成の時期の項、別表の2の表助成の時期の項及び別表の3の表助の時期の項の規定にかかわらず、平成13年度における助成に係るこれらの規定の適用については、これらの規定中の「5月」とあるのは「6月」とする。

附則

この要綱は、平成14年1月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成13年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成14年3月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成13年度に 係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成14年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成15年3月1日から施行し、改正後の茅ヶ崎市少子高齢部児童福祉課 所管に係る社会福祉法人助成要綱の規定は、平成14年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成15年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成16年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成17年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成18年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成19年度に 係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成20年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成21年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成22年3月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成21年4月 1日から適用する。 附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成22年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成23年3月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成22年4月 1日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成23年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成24年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成25年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成26年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成27年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成27年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成29年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成30年度に

係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成31年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和2年度に係る 補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年2月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和2年度に係る 補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和3年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和4年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和5年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和5年12月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和5年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和6年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和6年7月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和6年度に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和6年10月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和6年度に係る補助金から適用する。

別表(第2条~第4条、第8条、第9条、第12条関係)

# 1 茅ヶ崎市民間保育所等運営費助成金

助成の目的	保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「
	法」という。) 第39条第1項に規定する保育所をいう。
	以下同じ。)及び認定こども園(就学前の子どもに関する
	教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成1
	8年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園
	をいう。以下同じ。)における自主的な施設経営を促進す
	るとともに、経営基盤の安定及び強化並びに入所児童の処
	遇の向上を図る。
助成対象者	保育所又は認定こども園を設置経営する社会福祉法人
	なお、児童養護施設である茅ヶ崎学園及び白十字林間学校
	を設置経営する社会福祉法人は付表1における保育所施設
	整備費のみ対象とする(茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成
	23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条第4号に規定する暴力
	団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等で
	ある者を除く。)。
助成対象事業等	付表1のとおり
	ただし、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号
	)に基づく施設型給付や他の補助金を優先的に活用するこ
	と。また、就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供
	の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づ
	き内閣総理大臣、文部科学省大臣及び厚生労働大臣が定め
	る施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府告
	示・文部科学省告示・厚生労働省告示第2号)第1の3に
	規定する地方裁量型認定こども園については、損害保険加
	入費、延長保育促進事業運営費、一時預かり事業運営費、
	保育エキスパート等研修代替保育土雇用費及び紙おむつ処

		分事業費のみ対象とする。		
助成金額等		付表2のとおり		
		ただし、補助対象経費は子ども・子育て支援法に基づく施		
		設型給付や他の補助金の対象経費と重複しないこと。また		
		、地方裁量型認定こども園については、延長保育促進事業		
		運営費のうち2及び3のみ対象とする。		
助	様式	第1号様式		
助成申請書	提出期限	別に定める日		
書	添付書類	1 事業計画書		
		2 助成金申請額算定內訳書		
		3 収支予算書		
		4 貸借対照表		
		5 土地借受費の交付を受けようとする場合にあっては、		
		土地賃貸借契約書の写し		
		6 建物借受費の交付を受けようとする場合にあっては、		
	建物賃貸借契約書の写し			
		7 保育所等施設整備費の交付を受けようとする場合にあ		
		っては、理由書、平面図及び立面図、見積書の写し、施		
		工前の写真		
		8 保育所施設整備借入償還金費の交付を受けようとする		
		場合にあっては、償還表の写し		
		9 実施事業における支出予定がわかる書類		
		10 その他市長が必要と認める書類		
助原	<b></b> 戈決定通知書様式	第2号様式		
助成の時期		請求のあった日から30日以内		
実績	様式	第 5 号様式		
実績報告書	提出期限	5月31日		
書	添付書類	1 事業報告書		

	2	収支決算書
	3	助成事業精算書
	4	実施事業における支出がわかる書類
	5	保育所等施設整備費・保育所施設整備借入償還金費の
	ろ	で付をうけた場合にあっては、領収書の写し、施工後の
	<u>E</u>	写真
	6	その他市長が必要と認める書類

# 付表 1

助成金の種類	助成対象事業等の内容	
保育士雇用費	1 次に掲げる要件のいずれをも満たす保育所又は認定こ	
	ども園(新たに開所した日から3年を経過していない保	
	育所又は認定こども園を除く。)における特定教育・保	
	育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の	
	留意事項について(令和5年5月19日付けこ成保38	
	、5文科初第483号こども家庭庁成育局長、文部科学	
	省初等中等教育局長連名通知)(以下この表において「	
	国通知」という。)に定められた人数を超えて配置され	
	る保育士、教員(教諭を含む。)、看護師、保健師、栄	
	養士(管理栄養士を含む。)又は放課後児童クラブに関	
	わる職員(以下「保育士等」という。)の雇用に要する	
	費用(看護師(付表2保育士雇用費の項1(2)に該当する	
	者を除く。)、保健師又は栄養士にあっては、これらの	
	者のうち1人分の雇用に要する費用)。	
	(1) 4月1日時点の教育・保育給付認定区分において、2	
	号認定又は3号認定を受けて入園している児童の数が定	
	員に10分の9を乗じて得た数以上であること	
	(2) 保育所にあっては国通知に定める主任保育士専任加算	
	を満たし、認定こども園にあっては主幹保育教諭等の専	

	<b>バルフトルフ本で土極の時如と中央していよい、</b> 四人)でき		
	任化により子育て支援の取組を実施していない場合に該		
	当しないこと		
	2 市長が認める場合において、交付された額の一部を保		
	育士等の処遇を改善する費用に充てることができる。		
年齢別利用者基礎加算	実施年齢(保育等が実施される年度の4月1日における児		
	童の年齢をいう。以下同じ。)1歳及び2歳である児童の		
	受入の促進及び処遇の改善を図るための経費		
土地借受費	保育所の敷地の借受けに要する経費		
建物借受費	保育所の建物の借受け(神奈川県安心こども交付金事業費		
	補助金交付要綱の規定により神奈川県から交付を受ける借		
	受けを除く。)(最初に交付を受ける建物借受費に係る借		
	受けをする月以降20年間を限度とする。)に要する費用		
損害保険加入費	賠償責任保険及び利用者に係る傷害保険の加入に要する経		
	費(スポーツ振興センターの災害共済給付に加入の場合は		
	併用可)		
地域育児センター費	保育所において実施する次に掲げる事業に要する費用		
	1 園庭開放事業		
	地域の在宅の子育て家庭同士の交流及び情報交換の場		
	の提供等を企画実施する事業		
	2 在宅育児支援事業		
	保育所が育児経験不足の保護者に対して、育児に不安		
	のある保護者に対して育児相談を行う事業		
	3 相談機能強化事業		
	育児に関する多様な相談に対し的確に応ずることがで		
	きるよう、児童の心理、保健、栄養その他の育児に関わ		
	る専門的な知識及び経験を有する者の派遣を受け、育児		
	に関する相談を担当する者の技能の向上を図る事業		
	4 実習受け入れ事業等		

	保育所を開放すること等により、実習生および保育ボ		
	ランティア、就労希望者等に対する指導及び育成を行う		
	事業		
ふれあい補助者雇用費	保育園の定員に応じてふれあい保育補助者(資格不問)を		
	配置し、特別な配慮を必要とする児童等に対する保育の充		
	実を図る費用		
	1 ふれあい保育補助者の募集、雇用、管理事務		
	ふれあい保育補助事業を行うため、ふれあい保育補助		
	者に関する事務を行う。		
	2 ふれあい保育補助者の業務内容		
	保育補助者として、次の業務に重点を置いて従事する		
	こと。軽度発達障害等、特別な配慮を必要とする児童の		
	見守り及びその担当保育士の業務補助・食物アレルギー		
	児対応のための調理補助。なお、ふれあい保育補助事業としての従事者であることから、保育士資格取得者であっても、既存事業の対保育士人数には含めないこと。 3 配置人数		
	最低基準及びその他の助成金が求める加配の他、さら		
	に職員を加配できる。		
	(1) 定員 120名未満 3名		
	(2) 定員 120名以上 4名		
障害児保育費	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等		
	の改正に伴う実施上の留意事項についての療育支援加算に		
	該当している場合で次のいずれかに該当する障害児を保育		
	する事業		
	1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年		
	法律第134号)第3条に規定する支給要件を満たす障		
	害児		
L			

- 2 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表 に定める障害を有する障害児
- 3 知能指数がおおむね70以下である障害児
- 4 発達障害者支援法(平成10年法律第167号)第2 条に規定する発達障害を有する障害児
- 5 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (令和3年法律第81号)第2条第2項に規定する医療 的ケア児
- 6 その他市長が上記と同等と認める児童

#### 延長保育促進事業運営費

保育所における延長保育事業を円滑に実施し、延長保育に対する保育需要に対応するとともに、入所児童の福祉の向上を図る費用。11時間の開所時間を超えて、さらに30分以上の延長保育を実施する事業(以下「延長保育事業」という。)。なお、延長保育事業とは、延長保育事業実施要綱(平成27年7月17日付雇児発0717第10号)に定められた事業をいう。(ただし、同要綱が改正された場合には、改正後の要綱を適用する。)また、実施体制を整えている場合に限り、児童数の実績に関わらず事業を実施したとみなすこととする。なお、平均対象児童数は、年間の上記の延長時間区分における各週の最も多い利用児童数最を除いた人数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とする。

### 一時預かり事業運営費

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を保育所において一時的に預かり、必要な保護を行うことにより、子育て家庭における保護者の負担の軽減を図るとともに児童の福祉の向上を図る費用。なお、一時預かり事業とは、一時預かり事業実施要綱(平成27年7月17

	日付雇児発0717第11号)に定められた事業をいう。		
	(ただし、同要綱が改正された場合には、改正後の要綱を		
	適用する。)		
保育所等業務効率化推進	保育所等における業務効率化の推進を図ることを目的とす		
事業費	る次に掲げる機能を有するシステムの導入		
	(1) 保育に関する計画及び記録に関する機能		
	(2) 児童の登園及び降園の管理に関する機能		
	(3) 保護者との連絡に関する機能		
	(4) キャッシュレス決済に関する機能		
保育所施設整備借入償還	児童福祉の増進を目的として施設整備又は設備整備を行う		
金費	ため借入れを行った社会福祉法人に当該借入償還金の助成		
	を行うことにより経営基盤の安定を図る費用。保育所が施		
	設整備又は設備整備を行うため、当該経費を独立行政法人		
	福祉医療機構又は社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会の		
	いずれかにより借入れを行い、当該借入金(平成23年3		
	月31日以前に契約をしたものに限る。)の返済を行う費		
	用		
保育エキスパート等研修	保育士等が研修を受講しやすい環境を整えるとともに、保		
代替保育士雇用費	育士等が研修に参加している期間において保育の質の確保		
	を図る事業		
紙おむつ処分事業費	保育所又は認定こども園において児童が使用した紙おむつ		
	の処分		

# 付表 2

助成金の種類	助成金額		
保育士雇用費	1 保育士等の雇用に要する費用に相当する額(当該額が		
	次に掲げる額を超える場合は、それぞれに定める額)と		
	する。ただし、雇用する保育士等の人数が年度の途中に		

おいて変更になる場合又は年度の途中から事業を開始し た場合にあっては、当該額を12で除して得た額に事業 を実施した月数(月の初日以外の日に事業を開始したと きは、当該事業を開始した日の属する月を除く。)を乗 じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があると きは、これを切り捨てた額))を上限とする。

- (1) (2) に規定する加配職員以外の加配職員1人につき年 額3,724,040円
- (2) 医療的ケアを行う看護師である加配職員1人につき年 額5, 290, 000円
- 2 1に定める助成金額の算定に当たっては、1施設当た り加配職員4人(当該施設の定員が120人未満の場合 は、3人)を上限とする。ただし、子ども・子育て支援 法の規定による給付加算項目におけるチーム保育推進加 算又はチーム保育加配加算の対象となっている場合は、 次に掲げる当該施設の定員の区分に応じて、それぞれに 定める人数を上限とする。
- (1) 120人以上 3人
- (2) 120人未満 2人
- 3 1に定める助成金額の算定に当たっては、1(2) に定 める額は、2人を上限とする。
- 4 加配職員の人数は、常勤換算後年間平均にて算出する

年齡別利用者基礎加算

実施年齢が1歳である児童の年間受入児童数(4月1日 から翌年3月31日までの間において保育を実施した児 童の数をいう。以下同じ。)に20,000円を乗じて 得た額及び実施年齢が2歳である児童の年間受入児童数 に10,000円を乗じて得た額を合計した額。ただし

	、年度当初において施設が次に掲げる条件のうちいずれ
	かを満たしている場合に限る。
	1 実施年齢1及び2歳の入所人数の和が定員の和を超過
	している。
	2 実施年齢1及び2歳において待機している児童がいな
	۷ ۱°
	3 実施年齢1及び2歳の入所人数が定員を満たしてお
	り、面積基準により定員を超える受け入れができない。
	4 その他市長が認める場合。
土地借受費	予算の範囲内で市長が定める額
建物借受費	予算の範囲内で市長が定める額
損害保険加入費	賠償責任保険及び利用者に係る傷害保険の加入に要する費
	用の額に2分の1を乗じて得た額
地域育児センター費	次に掲げる額を限度として現に事業に要する費用(人件費
	及び食料費を除く。)の額 年額150,000円
ふれあい補助者雇用費	1人当たり、次に定めるいずれかの額を限度として現に事
	業に要する費用。ただし、雇用する保育士等の人数が年度
	の途中において変更になる場合又は年度の途中から事業を
	開始した場合にあっては、次に掲げる額を12で除して得
	た額に事業を実施した月数(月の初日以外の日に事業を開
	始したときは、当該事業を開始した日の属する月を除く。
	)を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があ
	るときは、これを切り捨てた額))を上限とする。
	1 1人目 既存保育士負担軽減対象 年額1,746,
	000円
	2 2人目以降は以下の(1)~(4)の額とする。
	(1) 保育人材確保事業の実施について(平成29年4月
	17日雇児発0417第2号)の別添8に定める保育

補助者雇上強化事業対象の場合 年額2,215,0 00円

- (2) 保育人材確保事業の実施について(平成29年4月 17日雇児発0417第2号)の別添7に定める保育 体制強化事業対象の場合 年額1,746,000円
- (3) 障害児保育費に該当しない児童で、個別支援計画を 作成し、療育支援へ繋いでいく段階にある児童が複数 いる場合 年額1,080,000円
- (4) 上記以外の場合 年額1,080,000円

#### 障害児保育費

- 1 次に掲げる額を合算した額
- (1) 次に掲げる障害児の区分に応じ、それぞれに定める額 ア イからエまでに掲げる障害児以外の障害児1人につ き月額103,400円
- イ 地方裁量型認定こども園に在園している障害児1人に つき月額65,300円
- ウ 幼保連携型認定こども園(学校法人立除く。)及び保 育所型認定こども園に在園し、教育・保育給付認定区分 において1号認定を受けている障害児1人につき月額6 5,300円
- エ 医療的ケア児である障害児1人につき年額3,724 ,040円
- (2) 4月1日以降に新たに入所した医療的ケア児1人につき当該医療的ケア児に対する医療的ケアを実施するために要する費用の額に相当する額(その額が1,000,00円を超える場合には、1,000,000円)
- 2 1に定める助成金額の算定に当たっては、1施設当たり障害児4人を上限とする。ただし、医療的ケア児である障害児については、この限りでない。

#### 延長保育促進事業運営費

- 1 次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める額
  - (1) 30分を超え1時間以内の延長保育を実施する場合 月額20,000円
  - (2) 1時間を超え2時間以内の延長保育を実施する場合 月額80,000円
- 2 一般型
  - (1) 保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額)
    - ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業 (定員20人以上)

延長時間区分	
1時間	20,200円
2時間	40,400円
3時間	60,600円

(2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額)

ア 保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30分	600,000円
1時間	1,760,000円
2~3時間	2,761,000円
4~5時間	5,673,000円
6 時間以上	6,704,000円

3 延長保育料の免除を行った場合の助成金額

児童(B階層の世帯に属する児童については、延べ27時間30分以内の延長保育を利用している児童にあってはその扶養義務者から児童1人につき1,000円以上の延長保育料を、延べ27時間30分を超える延長保育を利用している児童にあってはその扶養義務者から児童1人につき500円以上の延長保育料を徴収している

場合における児童に限る。) 1人につき次の表に定める

	額	
	保育料の階層	助成金額(月額)
	A階層	当該減免した額。ただし、次に掲げる児
		童の区分に応じ、それぞれに定める額を
		上限とする。
		1 延長保育を利用した時間が1月につ
		き延べ27時間以内である児童 4,
		000円
		2 延長保育を利用した時間が1月につ
		き延べ27時間を超え40時間30分
		以内である児童 6,000円
		3 延長保育を利用した時間が1月につ
		き延べ40時間30分を超える児童
		8,000円
	B階層	当該減免した額。ただし、次に掲げる児
		童の区分に応じ、それぞれに定める額を
		上限とする。
		1 延長保育を利用した時間が1月につ
		き延べ27時間以内である児童 月額
		3,000円
		2 延長保育を利用した時間が1月につ
		き延べ27時間を超え40時間30分
		以内である児童 月額4,500円
		3 延長保育を利用した時間が1月につ
		き延べ40時間30分を超える児童
		月額6,000円
一時預かり事業運営費	1 運営費	

一時預かり事業運営費 | 1 運営費

## (1) 一般型

ア 一般型対象児童(イを除く) (1か所当たり年額)

保育従事者が全て保育士(1日当たり平均利用児 童数が概ね3人以下の施設において、保育士とみな される家庭的保育者と同等の研修を修了した者を含 む。)の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,833,000円
300人以上900人未満	3, 105, 000円
900人以上1,500人	3,321,000円
未満	
1,500人以上2,10	4,797,000円
0 人未満	
2,100人以上2,70	6,273,000円
0 人未満	
2,700人以上3,30	7,749,000円
0 人未満	
3,300人以上3,90	9,225,000円
0 人未満	
3,900人以上	10,701,000円

イ 特別支援児童(障害児・多胎児(児童1人当たり日額) 3,600円

(2) 余裕活用型(児童1人当たり日額)

ア 基本分 2,400円

イ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算(児童1人 当たり日額) 3,600円

保育所等業務効率化推進

付表1保育所等業務効率化推進事業費の項(1) から(4) ま

事業費	でに掲げる機能を有するシステムの導入に要する費用の額
<b>才</b> 术员	に相当する額(当該額に1,000円未満の端数があると
	きは、これを切り捨てた額)に4分の3を乗じて得た額と
	し、次の表に定める額を上限とする。
	端末の導入を伴う端末の導入を伴わ
	場合の上限額ない場合の上限額
	1つの機能を 525,000円 150,000円
	有するシステ
	ムを導入する
	場合
	2つの機能を 675,000円 300,000円
	有するシステ
	ムを導入する
	場合
	3つの機能を 825,000円 450,000円
	有するシステ
	ムを導入する
	場合
	4つの機能を 975,000円 600,000円
	有するシステ
	ムを導入する
	場合
保育所施設整備借入償還	当該年度約定返済額の元金(借入償還金一部免除決定があ
金費	る場合は、当該免除額を控除した額)に4分の3を乗じて
	得た額とする。
保育エキスパート等研修	助成対象経費及び助成基準額は次のとおりとする。
代替保育士雇用費	1 助成対象経費は、保育士等(「保育士等」とは、保育

士等キャリアアップ研修の実施について(平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号)3(1)に定める研修の対象者)が研修(「研修」とは、保育士等キャリアアップ研修の実施について(平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号)に基づき、県が実施する研修(委託を含む)及び県が指定した研修をいう。)に参加するにあたり、保育所等が代替保育士等を雇用した場合に要する雇用経費(公定価格の基本分単価に含まれる保育士1人当たり年間3日分の研修代替要員分を除く。)

2 助成基準額は、代替保育士等の雇用日数に1日当たり 8,190円を乗じた額とする。

#### 紙おむつ処分事業費

### 次に掲げる額のいずれか低い額

- (1) 保育所等を利用する児童が使用した紙おむつの処分に 係る経費(当該経費の算出ができない場合は、120円 に4月1日(認定こども園において満3歳児保育に係る 紙おむつを処分する場合は、10月1日)における入所 児童数(実施年齢が3歳以下の児童に限る。)を乗じて 得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは 、これを切り捨てた額))
- (2) 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 利用定員が19人以下の施設 50,000円 イ 利用定員が20人以上90人以下の施設 100, 000円
  - ウ 利用定員が91人以上の施設 150,000円

#### 備考

「常勤的非常勤の職員」とは、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤の職員 (社会保険の被保険者である者に限る。)をいう。

2 茅ヶ崎市保育所施設設置等助成金

助成金交付の目的 既存の建物を利用した保育所の設置等に要する費用を助成することにより、新たな保育所の設置を促進する。 助成対象者 保育所を設置経営する社会福祉法人 助成対象事業 1 既存の建物を賃借して保育所(分園を含む。以下この表において同じ。)を新設する場合に、保育の実施に必要な建物の改修、設備の整備及び改修期間中の建物の賃借を行う事業 2 保育所の用に供するため既存の建物を賃借する事業(令和6年4月1日から令和7年3月31日に開所した保育所に限る。)  功成金額 次に掲げる助成対象事業の区分に応じ、それぞれに掲げる額とする。ただし、土地の買収又は整地等に要する費用及びその他適当と認められないものを除く。 1 助成対象事業の項1に掲げる事業 保育の実施に必要な建物の改修、設備の整備に要する費用(備品の購入に要する費用を含む。)の額、改修期間に係る建物の賃借料及び礼金の額を合計して得た額(その額が38,223,000円とし、分園の場合は26,210,000円を超えるときは、26,210,000円を超えるときは、26,210,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 2 助成対象事業の項2に掲げる事業 建物の賃借料の額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。  書 様式 第1号様式		
助成対象事業 1 既存の建物を賃借して保育所(分園を含む。以下この表において同じ。)を新設する場合に、保育の実施に必要な建物の改修、設備の整備及び改修期間中の建物の賃借を行う事業 2 保育所の用に供するため既存の建物を賃借する事業(令和6年4月1日から令和7年3月31日に開所した保育所に限る。) 次に掲げる助成対象事業の区分に応じ、それぞれに掲げる額とする。ただし、土地の買収又は整地等に要する費用及びその他適当と認められないものを除く。 1 助成対象事業の項1に掲げる事業 保育の実施に必要な建物の改修、設備の整備に要する費用(備品の購入に要する費用をでも、)の額、改修期間に係る建物の賃借料及び礼金の額を合計して得た額(その額が38,223,000円とし、分園の場合は26,210,000円を超えるときは、26,210,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。 ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。	助成金交付の目的	既存の建物を利用した保育所の設置等に要する費用を助成
助成対象事業 1 既存の建物を賃借して保育所(分園を含む。以下この表において同じ。)を新設する場合に、保育の実施に必要な建物の改修、設備の整備及び改修期間中の建物の賃借を行う事業 2 保育所の用に供するため既存の建物を賃借する事業(令和6年4月1日から令和7年3月31日に開所した保育所に限る。)  功成金額 次に掲げる助成対象事業の区分に応じ、それぞれに掲げる額とする。ただし、土地の買収又は整地等に要する費用及びその他適当と認められないものを除く。 1 助成対象事業の項1に掲げる事業保育の実施に必要な建物の改修、設備の整備に要する費用(備品の購入に要する費用を含む。)の額、改修期間に係る建物の賃借料及び礼金の額を合計して得た額(その額が38,223,000円とし、分園の場合は26,210,000円を超えるときは、26,210,000円とする。)に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 2 助成対象事業の項2に掲げる事業建物の賃借料の額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。		することにより、新たな保育所の設置を促進する。
表において同じ。)を新設する場合に、保育の実施に必要な建物の改修、設備の整備及び改修期間中の建物の賃借を行う事業 2 保育所の用に供するため既存の建物を賃借する事業(令和6年4月1日から令和7年3月31日に開所した保育所に限る。) 次に掲げる助成対象事業の区分に応じ、それぞれに掲げる額とする。ただし、土地の買収又は整地等に要する費用及びその他適当と認められないものを除く。 1 助成対象事業の項1に掲げる事業保育の実施に必要な建物の改修、設備の整備に要する費用(備品の購入に要する費用を含む。)の額、改修期間に係る建物の賃借料及び礼金の額を合計して得た額(その額が38,223,000円とし、分園の場合は26,210,000円を超えるときは、26,210,000円とする。)に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 2 助成対象事業の項2に掲げる事業建物の賃借料の額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。	助成対象者	保育所を設置経営する社会福祉法人
要な建物の改修、設備の整備及び改修期間中の建物の賃借を行う事業  2 保育所の用に供するため既存の建物を賃借する事業(令和6年4月1日から令和7年3月31日に開所した保育所に限る。) 次に掲げる助成対象事業の区分に応じ、それぞれに掲げる額とする。ただし、土地の買収又は整地等に要する費用及びその他適当と認められないものを除く。  1 助成対象事業の項1に掲げる事業 保育の実施に必要な建物の改修、設備の整備に要する費用(備品の購入に要する費用を含む。)の額、改修期間に係る建物の賃借料及び礼金の額を合計して得た額(その額が38,223,000円とし、分園の場合は26,210,000円を超えるときは、26,210,000円とする。)に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)  2 助成対象事業の項2に掲げる事業 建物の賃借料の額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。	助成対象事業	1 既存の建物を賃借して保育所(分園を含む。以下この
借を行う事業		表において同じ。)を新設する場合に、保育の実施に必
2 保育所の用に供するため既存の建物を賃借する事業 (令和6年4月1日から令和7年3月31日に開所した 保育所に限る。) 助成金額 次に掲げる助成対象事業の区分に応じ、それぞれに掲げる 額とする。ただし、土地の買収又は整地等に要する費用及 びその他適当と認められないものを除く。 1 助成対象事業の項1に掲げる事業 保育の実施に必要 な建物の改修、設備の整備に要する費用(備品の購入に 要する費用を含む。)の額、改修期間に係る建物の賃借 料及び礼金の額を合計して得た額 (その額が38,223,000円とし、分園の場合は26,210,000円を超えると きは、26,210,000円とする。)に4分の3を 乗じて得た額 (その額に1,000円未満の端数がある ときは、その端数を切り捨てた額) 2 助成対象事業の項2に掲げる事業 建物の賃借料の額 に4分の3を乗じて得た額 (その額に1,000円未満 の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。		要な建物の改修、設備の整備及び改修期間中の建物の賃
(令和6年4月1日から令和7年3月31日に開所した保育所に限る。)  助成金額  次に掲げる助成対象事業の区分に応じ、それぞれに掲げる額とする。ただし、土地の買収又は整地等に要する費用及びその他適当と認められないものを除く。  1 助成対象事業の項1に掲げる事業 保育の実施に必要な建物の改修、設備の整備に要する費用(備品の購入に要する費用を含む。)の額、改修期間に係る建物の賃借料及び礼金の額を合計して得た額(その額が38,223,000円とし、分園の場合は26,210,000円を超えるときは、26,210,000円とする。)に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)  2 助成対象事業の項2に掲げる事業 建物の賃借料の額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。		借を行う事業
映成金額 次に掲げる助成対象事業の区分に応じ、それぞれに掲げる額とする。ただし、土地の買収又は整地等に要する費用及びその他適当と認められないものを除く。 1 助成対象事業の項1に掲げる事業 保育の実施に必要な建物の改修、設備の整備に要する費用(備品の購入に要する費用を含む。)の額、改修期間に係る建物の賃借料及び礼金の額を合計して得た額(その額が38,223,000円とし、分園の場合は26,210,000円を超えるときは、38,223,000円とし、分園の場合は26,210,000円を超えるときは、26,210,000円とする。)に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 2 助成対象事業の項2に掲げる事業 建物の賃借料の額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。		2 保育所の用に供するため既存の建物を賃借する事業
助成金額 次に掲げる助成対象事業の区分に応じ、それぞれに掲げる額とする。ただし、土地の買収又は整地等に要する費用及びその他適当と認められないものを除く。 1 助成対象事業の項1に掲げる事業 保育の実施に必要な建物の改修、設備の整備に要する費用(備品の購入に要する費用を含む。)の額、改修期間に係る建物の賃借料及び礼金の額を合計して得た額(その額が38,223,000円とし、分園の場合は26,210,000円を超えるときは、26,210,000円とする。)に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 2 助成対象事業の項2に掲げる事業 建物の賃借料の額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。		(令和6年4月1日から令和7年3月31日に開所した
額とする。ただし、土地の買収又は整地等に要する費用及びその他適当と認められないものを除く。 1 助成対象事業の項1に掲げる事業 保育の実施に必要な建物の改修、設備の整備に要する費用(備品の購入に要する費用を含む。)の額、改修期間に係る建物の賃借料及び礼金の額を合計して得た額(その額が38,223,000円とし、分園の場合は26,210,000円を超えるときは、26,210,000円とする。)に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 2 助成対象事業の項2に掲げる事業 建物の賃借料の額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。		保育所に限る。)
びその他適当と認められないものを除く。  1 助成対象事業の項1に掲げる事業 保育の実施に必要な建物の改修、設備の整備に要する費用(備品の購入に要する費用を含む。)の額、改修期間に係る建物の賃借料及び礼金の額を合計して得た額(その額が38,223,000円とし、分園の場合は26,210,000円を超えるときは、26,210,000円とする。)に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)  2 助成対象事業の項2に掲げる事業 建物の賃借料の額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。	助成金額	次に掲げる助成対象事業の区分に応じ、それぞれに掲げる
1 助成対象事業の項1に掲げる事業 保育の実施に必要な建物の改修、設備の整備に要する費用(備品の購入に要する費用を含む。)の額、改修期間に係る建物の賃借料及び礼金の額を合計して得た額(その額が38,223,000円とし、分園の場合は26,210,000円を超えるときは、26,210,000円とする。)に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 2 助成対象事業の項2に掲げる事業 建物の賃借料の額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。		額とする。ただし、土地の買収又は整地等に要する費用及
な建物の改修、設備の整備に要する費用(備品の購入に要する費用を含む。)の額、改修期間に係る建物の賃借料及び礼金の額を合計して得た額(その額が38,223,000円を超えるときは、38,223,000円とし、分園の場合は26,210,000円を超えるときは、26,210,000円とする。)に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)  2 助成対象事業の項2に掲げる事業 建物の賃借料の額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。		びその他適当と認められないものを除く。
要する費用を含む。)の額、改修期間に係る建物の賃借料及び礼金の額を合計して得た額(その額が38,223,000円を超えるときは、38,223,000円とし、分園の場合は26,210,000円を超えるときは、26,210,000円とする。)に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)  2 助成対象事業の項2に掲げる事業 建物の賃借料の額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。		1 助成対象事業の項1に掲げる事業 保育の実施に必要
料及び礼金の額を合計して得た額(その額が38,223,000円を超えるときは、38,223,000円とし、分園の場合は26,210,000円を超えるときは、26,210,000円とする。)に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 2 助成対象事業の項2に掲げる事業 建物の賃借料の額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。		な建物の改修、設備の整備に要する費用(備品の購入に
3,000円を超えるときは、38,223,000円とし、分園の場合は26,210,000円を超えるときは、26,210,000円とする。)に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 2 助成対象事業の項2に掲げる事業 建物の賃借料の額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。		要する費用を含む。)の額、改修期間に係る建物の賃借
とし、分園の場合は26,210,000円を超えるときは、26,210,000円とする。)に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)  2 助成対象事業の項2に掲げる事業 建物の賃借料の額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。		料及び礼金の額を合計して得た額(その額が38,22
きは、26,210,000円とする。)に4分の3を 乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数がある ときは、その端数を切り捨てた額) 2 助成対象事業の項2に掲げる事業 建物の賃借料の額 に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満 の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただ し、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃 借料に限る。		3,000円を超えるときは、38,223,000円
乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)  2 助成対象事業の項2に掲げる事業 建物の賃借料の額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。		とし、分園の場合は26,210,000円を超えると
ときは、その端数を切り捨てた額)  2 助成対象事業の項2に掲げる事業 建物の賃借料の額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。		きは、26,210,000円とする。)に4分の3を
2 助成対象事業の項2に掲げる事業 建物の賃借料の額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。		乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数がある
に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。		ときは、その端数を切り捨てた額)
の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただ し、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃 借料に限る。		2 助成対象事業の項2に掲げる事業 建物の賃借料の額
し、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃借料に限る。		に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満
借料に限る。		の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただ
		し、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの賃
書 様式 第1号様式		借料に限る。
	書様式	第1号様式

	提出期限	1	別に定める日
	添付書類	Į	1 事業計画書
			2 収支予算書
			3 賃貸借契約書の写し
			4 貸借対照表
			5 平面図及び立面図
			6 工事契約書の写し
			7 工事仕様書
			8 工事費の目別内訳書
			9 工事工程計画表
			10 見積書の写し
			11 施工前の写真
			12 その他市長が必要と認める書類
助原	助成金等交付決定通知書		第3号様式
様ェ	Ĵ		
実績	実様式		第5号様式
実績報告書	提出期限	1	助成対象事業の完了の日から起算して30日を経過する日
書	添付書類	Į	1 事業報告書
			2 収支決算書
			3 事業費精算書
			4 領収書の写し
			5 施工後の写真
			6 検査済証の写し
			7 その他市長が必要と認める書類
交付の時期			請求のあった日から30日以内
財産	産処分の	財産の種類	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(
制队	₹	及び期間	昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定
			により厚生労働大臣の定めるところによる。

<sup>3</sup> 茅ヶ崎市保育所等施設整備費助成金

助成の目的	保育所及び幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関
	する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2
	条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下
	同じ。)の整備に対して助成することにより、児童福祉の
	増進を図る。
助成対象者	保育所及び幼保連携型認定こども園を設置経営する社会福
	祉法人(茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する
	暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人
	等である者を除く。)
助成対象事業等	1 子ども・子育て支援法第61条の規定により策定され
	た茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育
	所及び幼保連携型認定こども園について付表に定める整
	備をする事業
	2 次に掲げるものは、助成の対象としないものとする。
	(1) 土地の買収又は整地等に要する費用
	(2) その他施設整備費及び設備整備費として適当と認め
	られないもの
助成金額等	1 保育所及び幼保連携型認定こども園の児童福祉施設と
	しての保育を実施する部分においては、付表1の額と付
	表1により算定した額に8分の1を乗じて得た額との合
	計(大規模修繕等については付表1の額により算定した
	額に4分の3を乗じて得た額とし、防音壁整備について
	は、付表1の額と付表1により算定した額に2分の1を
	乗じて得た額との合計)(その額に1,000円未満の
	額があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
	2 幼保連携型認定こども園の学校としての教育を実施す
	る部分においては、付表2の額に4分の3を乗じて得た
	額(その額に1,000円未満の額があるときは、その

			端数を切り捨てた額)とする。
助出	様式		第1号様式
成申請	提出期限	Į.	別に定める日
書	添付書類	į	1 事業計画書
			2 収支予算書
			3 平面図及び立面図
			4 工事仕様書
			5 工事費の目別内訳書
			6 見積書の写し
			7 工事契約書の写し
			8 貸借対照表
			9 室名及び面積表
			10 施工前の写真
			11 その他市長が必要と認める書類
助原	<b></b>	書様式	第2号様式
助原	<b>戈の時期</b>		請求のあった日から30日以内
実績	様式		第5号様式
実績報告書	提出期限	}	助成対象事業の完了の日から起算して30日を経過する日
書	添付書類	Į	1 事業報告書
			2 収支決算書
			3 事業費精算書
			4 領収書の写し
			5 施工後の写真
			6 工事完了を確認するに足りる検査済証の写し
			7 その他市長が必要と認める書類
財産	財産処分の財産の種類		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第
制队	艮	及び期間	14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣の定めると
			ころによる。 (助成対象事業等の3に限る。)

付表 1 助成基準額表

	J/(人基準領衣				
		区	分 	基準額	
創設	本体工事	定員	20人以下	76,700,000円	
`			21人以上30人以下	80,400,000円	
増築、			31人以下40人以下	93,400,000円	
増改			41人以下70人以下	106,600,000円	
築し			71人以上100人以下	138, 400, 000円	
増改築及び改築			101人以上130人以下	166,500,000円	
祭			131人以上160人以下	192,800,000円	
			161人以上190人以下	219,000,000円	
			191人以上220人以下	243,400,000円	
			221人以上250人以下	269,600,000円	
			251人以上	299,600,000円	
	特殊附帯工事			10,560,000円	
	設計料加算		本体工事に係る基準額(開設	準備費加算、土地借料加算	
			を除く。) × 0. 05 (千円	未満切り捨て)	
	開設準備費加算		次に掲げる整備後の定員区分	における基準額に増加定員	
			数を乗じて加算		
		定員	20人以下	36,000円	
			21人以上30人以下	27,000円	
			31人以上40人以下	22,000円	
			41人以上70人以下	19,000円	
			71人以上100人以下	15,000円	
			101人以上130人以下	13,000円	
			131人以上160人以下	12,000円	
			161人以上	11,000円	
	土地借料加算	1		31,000,000円	

	地域の余裕スペース活 用促進加算			10 000 000
				10,880,000円
増出	解体撤去工事	定員	20人以下	1,535,000円
築及			21人以上30人以下	1,740,000円
増改築及び改築			31人以下40人以下	2,320,000円
築			41人以下70人以下	2,921,000円
			71人以上100人以下	4, 119, 000円
			101人以上130人以下	4,944,000円
			131人以上160人以下	6, 180, 000円
			161人以上190人以下	7,416,000円
			191人以上220人以下	8,652,000円
			221人以上250人以下	9,890,000円
			251人以上	11, 125, 000円
	仮設施設設備工	定員	20人以下	2,734,000円
	事		21人以上30人以下	3,336,000円
			31人以下40人以下	4,043,000円
			41人以下70人以下	5,617,000円
			71人以上100人以下	8,428,000円
			101人以上130人以下	10,114,000円
			131人以上160人以下	12,642,000円
			161人以上190人以下	13,823,000円
		191人以上220人以下	16,128,000円	
			221人以上250人以下	18,432,000円
			251人以上	20,735,000円
大規	大規模修繕等			実支出額
防音	<b></b>	3,441,000円		

付表 2 助成基準額表

助成	区分 基準額				
創	本体工事	定員	20人以下	57,400,000円	
設、	7 11 — 7	, = , <	21人以上30人以下	60, 200, 000円	
増築、			31人以下40人以下	70,100,000円	
			41人以下70人以下	79,900,000円	
増改築及び改築			71人以上100人以下	103,800,000円	
及び改			101人以上130人以下	124,800,000円	
築			131人以上160人以下	144,400,000円	
			161人以上190人以下	164, 100, 000円	
			191人以上220人以下	182,500,000円	
			221人以上250人以下	202, 200, 000円	
			251人以上	224,500,000円	
	特殊附帯工事			7,850,000円	
	設計料加算		 本体工事及び特殊附帯工事費		
			千円未満切り捨て)		
増	解体撤去工事	定員	20人以下	1, 150, 000円	
増改築及び改築			21人以上30人以下	1,305,000円	
及び改			31人以下40人以下	1,740,000円	
築			41人以下70人以下	2, 191, 000円	
			71人以上100人以下	3,088,000円	
			101人以上130人以下	3,707,000円	
			131人以上160人以下	4,635,000円	
			161人以上190人以下	5,562,000円	
			191人以上220人以下	6,489,000円	
			221人以上250人以下	7,416,000円	
			251人以上	8,344,000円	

仮設施設設備工	定員	20人以下	2,050,000円
事		21人以上30人以下	2,502,000円
		31人以下40人以下	3,032,000円
		41人以下70人以下	4,213,000円
		71人以上100人以下	6,320,000円
		101人以上130人以下	7,595,000円
		131人以上160人以下	9,483,000円
		161人以上190人以下	10,367,000円
		191人以上220人以下	12,095,000円
		221人以上250人以下	13,823,000円
		251人以上	15,551,000円

#### 備考

- 1 この表において「創設」とは、新たに施設を整備することをいう。
- 2 この表において「増築」とは、既存施設の定員の増員を図るための整備をすることをいう。
- 3 この表において「改築」とは、既存施設の定員の増員を行わないで改築整備をすることをいう。
- 4 この表において「増改築」とは、既存施設の定員の増員を図るための増築整備をするとともに、既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすることをいう。
- 5 この表において「特殊附帯工事」とは、付表1においては、創設、増築、増改築及び 改築と同時に行う、排水の再利用その他の資源の有効活用を図るための設備の整備で市 長が必要と認めるものをいい、付表2においては、創設、増築、増改築及び改築と同時 に行う、排水の再利用その他の資源の有効活用を図るための設備の整備及び樹木その他 の屋外教育環境の整備で市長が必要と認めるものをいう。
- 6 この表において「大規模修繕等」とは、既存施設について、施設の老朽化に伴う、屋上の防水工事、給排水設備の改修工事等で市長が必要と認めるものをいう。
- 7 増築、一部改築等、定員のすべてが工事に係らない場合の基準額は、(工事に係る定員数:整備後の総定員数)×整備後の総定員数の規模における基準額とする。

また、工事に係る定員が算定できない場合の基準額は「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定する。

8 一部改築等、定員のすべてが工事に係らない場合の基準額は、(既存施設の工事にかかる定員数・整備前の総定員数)×整備前の総定員数の規模における基準額とする。

また、工事に係る定員が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築する面積/既存施設の総面積」で算定する。

#### 4 茅ヶ崎市小規模保育事業等運営費助成金

事業を 条の3 町村認
町村認
第29
保育事
すると
処遇の
ケ崎市
又は同
を除く

		5 実施事業における支出予定がわかる書類
		6 その他市長が必要と認める書類
助反	<b>戈金等交付決定通知書</b>	第3号様式その1
様ヱ	t	
交仆	けの時期	請求のあった日から30日以内
実	様式	第5号様式
実績報告書	提出期限	5月31日
書	添付書類	1 事業報告書
		2 収支決算書
		3 助成事業精算書
		4 実施事業における支出がわかる書類
		5 その他市長が必要と認める書類

# 付表 1

助成金の種類	助成対象事業等の内容
年齢別利用者基礎加算	実施年齢2歳以下の受入を促進及び処遇の改善を図るため
	の経費
損害保険加入費	賠償責任保険及び利用者に係る傷害保険の加入に要する経
	費(スポーツ振興センターの災害共済給付に加入の場合は
	併用可)
延長保育促進事業運営費	小規模保育事業等における延長保育事業を円滑に実施し、
	延長保育に対する保育需要に対応するとともに、入所児童
	の福祉の向上を図る費用。11時間の開所時間を超えて、
	さらに30分以上の延長保育を実施する事業(以下「延長
	保育事業」という。)。なお、延長保育事業とは、延長保
	育事業実施要綱に定められた事業をいう。また、実施体制
	を整えている場合に限り、児童数の実績に関わらず事業を
	実施したとみなすこととする。なお、平均対象児童数は、
	年間の上記の延長時間区分における各週の最も多い利用児

	童数から各月における各週の最も少ない利用児童数を除い
	た人数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して
	得た数とする。
一時預かり事業運営費	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児
	童を小規模保育事業等において一時的に預かり、必要な保
	護を行うことにより、子育て家庭における保護者の負担の
	軽減を図るとともに児童の福祉の向上を図る費用。なお、
	一時預かり事業とは、一時預かり事業実施要綱に定められ
	た事業をいう。
保育所等業務効率化推進	保育所等における業務効率化の推進を図ることを目的とす
事業費	る次に掲げる機能を有するシステムの導入
	(1) 保育に関する計画及び記録に関する機能
	(2) 児童の登園及び降園の管理に関する機能
	(3) 保護者との連絡に関する機能
	(4) キャッシュレス決済に関する機能
保育士エキスパート等研	保育士等が研修を受講しやすい環境を整えるとともに、保
修代替保育士雇用費	育士等が研修に参加している期間において保育の質の確保
	を図る事業
紙おむつ処分事業費	小規模保育事業等において児童が使用した紙おむつの処分

## 付表2

助成の種類	助成金額	
在於即利田 <b>老</b> 甘林加管	実施年齢0、1歳年間受入児童数×17,240円と実施	
年齢別利用者基礎加算	年齢2歳年間受入児童数×8,620円を合計した額	
据字识险加入弗	賠償責任保険及び利用者に係る傷害保険の加入に要する費	
損害保険加入費	用の額に2分の1を乗じて得た額	
	1 次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める額	
延長保育促進事業運営費	(1) 30分を超え1時間以内の延長保育を実施する場合	
	月額20,000円	

- (2) 1時間を超え2時間以内の延長保育を実施する場合 月額80,000円
- 2 一般型
  - (1) 保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額)

## ア 小規模保育事業

延長時間区分	A型・B型	C型
1時間	14,000円	17,700円
2時間	28,000円	35,400円
3時間	42,000円	53,100円

## イ 事業所内保育事業 (定員19人以下)

延長時間区分	
1時間	12,900円
2時間	25,800円
3時間	38,700円

## (2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額)

# ア 小規模保育事業

## (ア) 自園調理等

「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用(イにおいて同じ)

延長時間区	A型・B型	C型
分		
30分	600,000円	600,000円
1時間	1, 422, 00	1, 422, 00
	0円	0円
2~3時間	1, 760, 00	1, 760, 00
	0 円	0 円

4~5時間	4,	366,	0 0	4,	3 4 6,	0 0
			0円			0円
6 時間以上	5,	092,	0 0	5,	071,	0 0
			0円			0円

# (イ) その他

延長時間区	A型・B型	C型
分		
30分	600,000円	600,000円
1時間	1, 375, 00	1, 375, 00
	0円	0円
2~3時間	1, 605, 00	1, 605, 00
	0 円	0円
4~5時間	3, 524, 00	3, 503, 00
	0円	0円
6 時間以上	3, 944, 00	3, 923, 00
	0円	0円

# イ 事業所内保育事業

# (ア) 自園調理等

延長時間区	定員20人以上	定員19人以下
分		
30分	552,000円	552,000円
1時間	1, 619, 00	1, 308, 00
	0円	0円
2~3時間	2, 540, 00	1, 619, 00
	0円	0円
4~5時間	5, 220, 00	4, 017, 00
	0円	0円
6 時間以上	6, 168, 00	4, 685, 00

0円 0円

#### (イ) その他

延長時間区	定員20人以上	定員19人以下	
分		A型・B型	
30分	552,000円	552,000円	
1時間	1, 406, 00	1, 265, 00	
	0円	0円	
2~3時間	1, 828, 00	1, 477, 00	
	0円	0円	
4~5時間	3, 875, 00	3, 242, 00	
	0円	0円	
6時間以上	4, 542, 00	3, 628, 00	
	0円	0円	

3 延長保育料の免除を行った場合の助成金額 児童(B 階層の世帯に属する児童については、延べ27時間30分以内の延長保育を利用している児童にあってはその扶養義務者から児童1人につき1,000円以上の延長保育料を、延べ27時間30分を超える延長保育を利用している児童にあってはその扶養義務者から児童1人につき500円以上の延長保育料を徴収している場合における児童に限る。)1人につき次の表に定める額

保育料の階層	助成金額(月額)	
A階層	当該減免した額。ただし、次に掲げる児	
	童の区分に応じ、それぞれに定める額を	
	上限とする。	
	1 延長保育を利用した時間が1月につ	
	き延べ27時間以内である児童 4,	
	000円	

		2 延長保育を利用した時間が1月につ
		き延べ27時間を超え40時間30分
		以内である児童 6,000円
		3 延長保育を利用した時間が1月につ
		き延べ40時間30分を超える児童
		8,000円
	B階層	当該減免した額。ただし、次に掲げる児
		   童の区分に応じ、それぞれに定める額を
		上限とする。
		1 延長保育を利用した時間が1月につ
		き延べ27時間以内である児童 月額
		3,000円
		2 延長保育を利用した時間が1月につ
		き延べ27時間を超え40時間30分
		以内である児童 月額4,500円
		3 延長保育を利用した時間が1月につ
		き延べ40時間30分を超える児童
		月額6,000円
   一時預かり事業運営費	1 運営費	,
771以77ず木圧百貝	1 连白县	

## (1) 一般型

ア 一般型対象児童(イを除く) (1か所当たり年額)

保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利 用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみな された家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場 合

年間延べ利用児童数	基準額	
300人未満	2,833,000円	

300人以上900人未満	3, 105, 000円
900人以上1,500人未	3,321,000円
満	
1,500人以上2,100	4,797,000円
人未満	
2, 100人以上2, 700	6,273,000円
人未満	
2,700人以上3,300	7,749,000円
人未満	
3,300人以上3,900	9,225,000円
人未満	
3,900人以上	10,701,000円

- イ 特別支援児童 (障害児・多胎児) 加算 (児童1人 当たり日額) 3,600円
- (2) 余裕活用型(児童1人当たり日額)

ア 基本分 2,400円

イ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算(児童1人 当たり日額) 3,600円

## 保育所等業務効率化推進 事業費

付表1保育所等業務効率化推進事業費の項(1) から(4) までに掲げる機能を有するシステムの導入に要する費用の額に相当する額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に4分の3を乗じて得た額とし、次の表に定める額を上限とする。

	端末の導入を伴う	端末の導入を伴わ	
	場合の上限額	ない場合の上限額	
1つの機能を有	525,000円	150,000円	
するシステムを			
導入する場合			

	2つの機能を有 675,000円 300,000円		
	するシステムを		
	導入する場合		
	3つの機能を有 825,000円 450,000円		
	するシステムを		
	導入する場合		
	4つの機能を有 975,000円 600,000円		
	するシステムを		
	導入する場合		
保育エキスパート等研修	助成対象経費及び助成基準額は次のとおりとする。		
代替保育士雇用費	1 助成対象経費は、保育士等(「保育士等」とは、保育		
	士等キャリアアップ研修の実施について(平成29年4		
	月1日付け雇児保発0401第1号) 3(1)に定める研修		
	の対象者)が研修(「研修」とは、保育士等キャリアア		
	ップ研修の実施について(平成29年4月1日付け雇児		
	保発0401第1号)に基づき、県が実施する研修(委		
	託を含む)及び県が指定した研修をいう。)に参加する		
	にあたり、小規模保育事業等が代替保育士等を雇用した		
	場合に要する雇用経費(公定価格の基本分単価に含まれ		
	る保育士1人当たり年間3日分の研修代替要員分を除く		
	。)。		
	2 助成基準額は、代替保育士等の雇用日数に1日当たり		
	8, 190円を乗じた額とする。		
紙おむつ処分事業費	次に掲げる額のいずれか低い額		
	(1) 保育所等を利用する児童が使用した紙おむつの処分に		
	係る経費(当該経費の算出ができない場合は、120円		
	に4月1日における入所児童数(実施年齢が3歳以下の		
	児童に限る。) を乗じて得た額(その額に1,000円		

未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))		
(2) 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める額		
ア 利用定員が19人以下の施設 50,000円		
イ 利用定員が20人以上90人以下の施設 100,		
0 0 0 円		
ウ 利用定員が91人以上の施設 150,000円		

## 5 茅ヶ崎市小規模保育事業施設整備費助成金

助原	<b>戈金交付の目的</b>	既存の建物を利用した小規模保育事業(法第6条の3第1	
		0項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。)の設	
		置等に要する費用を助成することにより、新たな小規模保	
		育事業の設置を促進する。	
助原		小規模保育事業を設置経営する社会福祉法人	
助原	<b>以対象事業</b>	既存の建物を賃借して小規模保育事業を新設する場合に、	
		保育の実施に必要な建物の改修、設備の整備及び改修期間	
		中の建物の賃借を行う事業	
助原	<b>艾金額</b>	保育の実施に必要な建物の改修、設備の整備に要する費	
		用(備品の購入に要する費用を含む。)の額、改修期間に	
		係る建物の賃借料及び礼金の額を合計して得た額(その額	
		が38,223,000円を超えるときは、38,22	
		3,000円とする。)に4分の3を乗じて得た額(その	
		額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切	
		り捨てた額)	
交社	様式	第1号様式	
交 様式     第1号様式       申 提出期限     別に定める日		別に定める日	
書	添付書類	1 事業計画書	
2 収3		2 収支予算書	
		3 賃貸借契約書の写し	
4 貸借対照表		4 貸借対照表	

			5 平面図及び立面図	
			6 工事契約書の写し	
			7 工事仕様書	
			8 工事費の目別内訳書	
			9 工事工程計画表	
			10 見積書の写し	
			11 施工前の写真	
			12 その他市長が必要と認める書類	
助原	戈金等交付	快定通知書	第3号様式	
様云	t			
実	様式		第5号様式	
実績報告書	績		助成対象事業の完了の日から起算して30日を経過する日	
書	· 「添付書類		1 事業報告書	
			2 収支決算書	
			3 事業費精算書	
			4 領収書の写し	
			5 施工後の写真	
			6 検査済証の写し	
			7 その他市長が必要と認める書類	
交付の時期 請求			請求のあった日から30日以内	
財産	産処分の	財産の種類	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第	
制队	引限 及び期間 14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣の定め		14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣の定めると	
			ころによる。	

# 6 茅ヶ崎市連携施設助成金

助成金交付の目的	地域型保育事業(法第6条の3第9項に規定する家庭的保	
	育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、及び同	
	条第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ	
	。)の連携施設となった保育所、幼稚園(子ども・子育て	

支援法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。以下同 じ。)及び認定こども園に対し、連携に係る経費を助成す ることで、地域型保育事業の卒園児の受け皿を確保すると ともに、地域型保育事業の保育の質の向上を図る。 助成対象者 地域型保育事業の連携施設となった保育所、幼稚園及び認 定こども園を設置経営する法人で社会福祉法人。(茅ヶ崎 市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は 同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等である者を除 < , ) 助成対象事業等 1 地域型保育事業の連携施設となり、付表1に掲げる連 携を行うこと。公立施設及び同一法人による連携は対象 外とする。 2 交付された助成金は、配置基準を超えて保育士等を配 置するために必要な雇用経費にあてること。常勤・非常 勤は問わない。ただし、助成額の範囲内で需用費(消耗 品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広 告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入 費にあてることができる。 3 連携内容に「卒園児の受入枠」を1名以上必ず設定す ること(市が保育の利用を希望する児童に対し、保育所 等の利用に係る調整を行った場合を除く。)。保育支援 のみの連携では助成対象外とする。 4 連携内容を記した協定書を取り交わすこと(市が保育 の利用を希望する児童に対し、保育所等の利用に係る調 整を行った場合を除く。)。 5 常態的に土曜日を開所しない場合、年末年始・日曜祝 日以外に長期休暇(連続して7日間以内)を設定する場 合は、助成基準額から7%の減額措置をする。ただし、

		1		
		連続して8日間(営業日)以上長期休暇を設定する場合		
		は、助成対象外とする。		
		6 幼稚園については、1日8時間以上(教育時間前後の		
		預かり保育を含む)開所しているこ	_と。	
		7 保育支援分は、実施する項目の行	合計額を助成額とする	
		0		
		8 連携を開始した月から助成を開始	冶し、連携月数に月額	
		助成単価を乗じた額を助成額とする	5.	
		9 助成対象経費は子ども・子育てき	支援法に基づく施設型	
		給付や、他の助成金の対象経費と真	重複しないこと。	
助原	<b>戈金</b> 額	1 保育支援分(1連携当たり)		
		下表の月額単価×連携月数		
		連携内容	月額単価	
		集団保育の機会の設定	16,220円	
		地域型保育事業者への指導・助言	19,100円	
		保育内容の支援(合同行事・合同	0 110 0	
		健診など)	8,110円	
		代替保育の提供	16,220円	
		2 卒園児の受入枠設定分(1人当7	<b>こり</b> )	
		月額 26,550円×連携月数		
交	様式	第1号様式その1		
交付申請	提出期限	別に定める日		
書	添付書類	1 事業計画書		
		2 収支予算書		
		3 連携内容を記した協定書の写し(市が保育の利用を希		
望する児童に対し、保育所等の利用に係る調整を			月に係る調整を行った	
場合を除く。)				
		4 その他市長が必要と認める書類		

助成金等交付決定通知書		第3号様式その2
様式		
交付の時期		請求のあった日から30日以内
実	様式	第5号様式
実績報告書	提出期限	5月31日
書	添付書類	1 事業報告書
		2 収支決算書
		3 事業費精算書
		4 その他市長が必要と認める書類

# 付表 1

	項目	内容
1	(1) 集団保育の機会の設定	地域型保育事業を利用する児童に対して、定期
保育		的に連携施設を開放し、連携施設の入所児童と
保育支援		の交流や、集団活動を通じた児童同士の関係作
		りなど、合同保育に関する支援
	(2) 地域型保育事業者への指導・	乳幼児の保育に関する相談・指導等の支援
	助言	
	(3) 保育内容の支援	地域型保育事業を利用する児童を招いて、運動
		会や発表会等の行事を合同で実施するなど、行
		事への参加に関する支援、児童に提供する食事
		の献立作成及び調理・搬入等の支援、健康診断
		や健康管理に関する嘱託医に対する相談等の支
		援
	(4) 代替保育の提供	保育士等の急な病休等の際や、研修受講時の代
		替要員の派遣等の支援
2	卒園児の受入枠設定	地域型保育事業を利用する児童が満3歳に達し
		た場合など、事業所を卒園する際の受け皿とし
		ての支援

### 7 茅ヶ崎市一時預かり事業運営費助成金

		<del>-</del>
助成金交付の目的		家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児
		童を一時的に預かり、必要な保護を行うことにより、子育
		て家庭における保護者の負担の軽減を図るとともに児童の
		福祉の向上を図る。
助原		1 認定こども園又は幼稚園を設置経営する法人で社会福
		祉法人のもの
		2 法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設で
		あって法第35条第4項の認可を受けていないもの(法
		第58条の規定により児童福祉施設の認可を取り消され
		たものを含む。)のうち、神奈川県知事に届出をした施
		設(以下「届出保育施設」という。)の設置者
助原	<b>以対象事業</b>	一時預かり事業実施要綱に定められた事業
助原	<b>戈金</b> 額	1施設当たり付表1に掲げる額
		ただし、幼稚園においては、付表1に掲げる(2)ア(7)の a
		(c)、b(c)及び、付表(2)ア(ウ)のみを対象とする。
交付	提出期限	別に定める日
申請	添付書類	1 理由書
書		2 事業計画書
		3 助成金申請額算定內訳書
		4 収支予算書
		5 その他市長が必要と認める書類
助原	<b></b>	第3号様式その1
様式		
交付	けの時期	請求のあった日から30日以内
実績	様式	第5号様式
実績報告書	提出期限	5月31日
書	添付書類	1 事業報告書

	2	収支決算書
	3	助成事業精算書
	4	その他市長が必要と認める書類

#### 付表 1

## 1 運営費

(1) 一般型 一般型対象児童(1か所当たり年額)

### ア基本分

(ア) 保育従事者が全て保育士(1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下の施設に おいて、保育士とみなされる家庭的保育者と同等の研修を修了した者を含む。

#### ) の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,833,000円
300人以上900人未満	3, 105, 000円
900人以上1,500人未満	3,321,000円
1,500人以上2,100人未満	4,797,000円
2,100人以上2,700人未満	6, 273, 000円
2,700人以上3,300人未満	7,749,000円
3,300人以上3,900人未満	9,225,000円
3,900人以上	10,701,000円

### (イ) (ア)以外(地域密着Ⅱ型を含む)の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,833,000円
300人以上900人未満	2, 979, 000円
900人以上1,500人未満	3,200,000円
1,500人以上2,100人未満	4,622,000円
2,100人以上2,700人未満	6,044,000円
2,700人以上3,300人未満	7,466,000円
3,300人以上3,900人未満	8,888,000円

#### (2) 幼稚園型 I

- ア 在籍園児分(児童1人当たり日額)
  - (ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)
    - a 年間延べ利用児童数2,000人超の施設
      - (a) 平日 400円
      - (b) 長期休業日(8時間未満) 400円
      - (c) 長期休業日(8時間以上) 800円
    - b 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設
      - (a) 平日 (1,600,000円÷年間延べ利用児童数-400円(10円 未満切り捨て)
      - (b) 長期休業日(8時間未満) 400円
      - (c) 長期休業日(8時間以上) 800円
  - (イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円
  - (ウ) 長時間加算
    - a (ア) a (a) 及び b (a) については 4 時間(又は教育時間との合計が 8 時間)、(ア) a (c)、b (c) 及び(イ) については 8 時間を超えた利用の場合
      - (a) 超えた利用時間が2時間未満 150円
      - (b) 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円
      - (c) 超えた利用時間が3時間以上 450円
    - b (ア)a(b)及びb(b)については4時間を超えた利用の場合
      - (a) 超えた利用時間が2時間未満 100円
      - (b) 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円
      - (c) 超えた利用時間が3時間以上 300円
  - (工) 保育体制充実加算
    - a bの(a)又は(b)の要件を満たした上で、(c)及び(d)の要件を満たす施設 1 か所当たり年額2,892,400円
    - b 次の(a)又は(b)の要件を満たした上で、(c)及び(e)の要件を満たす施設 1 か所当たり年額1,446,200円

- (a) 平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上(平日については 教育時間を含む)の預かりを実施していること。
- (b) 平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施するとともに、休日において40日以上の預かりを実施していること。
- (c) 年間延べ利用児童数が2,000人超の施設であること。
- (d) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省第11号)第36条の35第2号 ロ (附則第56条第1項において読替え)及びハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」)をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。
- (e) 教育・保育従事者の概ね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。
- (オ) 就労支援型施設加算(事務経費) 1か所当たり年額 1,383,200円 a b(c)の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする。
  - b 次の要件を満たす施設に適用する。
    - (a) 平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。
    - (b) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成2 6年内閣府令第39号)第42条に規定されている連携施設となっていること。
    - (c) 本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。
- イ 在籍園児以外の児童分(ウ及び(3)を除く)(児童1人当たり日額)
  - (7) 基本分 800円
  - (イ) 長時間加算(8時間を超えた利用)
    - a 超えた利用時間が2時間未満 150円
    - b 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円

- c 超えた利用時間が3時間以上 450円
- ウ 特別な支援を要する児童分(児童1人当たり日額) 4,000円
  - (ア) 以下のいずれかの要件を満たすと市町村が認める児童に適用する。
    - a 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童
    - b 特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神 障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的 知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健 康面・発達面において特別な支援を要すると市町村が認める児童
  - (4) 幼稚園型 I に係る公費支援の総額(1 施設当たり年額)は、10,223,000円を上限額とする(なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置(ア(ア)a(c)、ア(ワ)b(c)、ア(ウ)、ア(エ)、イ(イ)、及びウに係る基準額)を適用したことにより10,223,000円を超えた場合は、この限りでない)。
- (3) 幼稚園型Ⅱ(児童1人当たり日額)

#### ア 2歳児

- (ア) 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)を利用する年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設
  - a 基本分 2,650円
  - b 長時間加算(8時間を超えた利用)
    - (a) 超えた利用時間が2時間未満 330円
    - (b) 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 660円
    - (c) 超えた利用時間が3時間以上 990円
- (イ) 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)を利用する年間延べ利用児童数が1,500人 未満の施設
  - a 基本分 2, 250円
  - b 長時間加算(8時間を超えた利用)
    - (a) 超えた利用時間が2時間未満 280円

- (b) 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 560円
- (c) 超えた利用時間が3時間以上 840円

#### イ 1歳児

- (ア) 基本分 2,250円
- (イ) 長時間加算(8時間を超えた利用)
  - a 超えた利用時間が2時間未満 280円
  - b 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 560円
  - c 超えた利用時間が3時間以上 840円

#### ウ 0歳児

- (ア) 基本分 4,500円
- (イ) 長時間加算(8時間を超えた利用)
  - a 超えた利用時間が2時間未満 560円
  - b 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 1,120円
  - c 超えた利用時間が3時間以上 1,680円

#### 8 保育士宿舎借上支援事業助成金

助成の目的	保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支
	援することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図
	り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする
	0
助成対象者	認可保育所、認定こども園、小規模保育事業を設置経営す
	る社会福祉法人
助成対象事業	保育士を居住させるための宿舎を借り上げる事業
助成金額	1 助成条件は以下のとおりとする。
	(1) 助成の対象となる経費は、助成対象事業の実施年度
	における宿舎の借り上げに要する賃借料及び共益費又
	は管理費(以下「賃借料等」という。)とする。
	(2) 助成の対象となる保育士は、助成対象者に雇用され

た者で、雇用開始日から起算して9年以内の常勤保 育士(常勤的非常勤の職員を含み、施設長を除く)で あることとする。

- (3) 助成の対象となる宿舎は、助成対象者が借り上げている助成の対象となる保育士を居住させるための本市内にある宿舎であり、助成の対象となる保育士が入居していることを証明できることとする。
- (4) 本事業は保育士の就業継続を含む保育士確保のため の事業であることに鑑み、助成対象者は、保育士の就 業継続のための研修への積極的参加を図るなど、保育 士の就業継続に努めること。
- 2 助成金額は以下のとおりとする。
  - (1) 助成の対象となる経費に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、宿舎1部屋あたり月額54,000円を上限とする。

ただし、令和元年度から引き続き令和5年度において本事業の対象者であって、令和6年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、宿舎1部屋あたり月額61,000円を上限とする。

(2) 助成対象者が設置経営する本市内にある施設の保育 所部分の定員数(助成対象者が複数設置運営している場合は合計の定員数)に応じ以下のとおり上限額を定め る。

ア 60名以下 月額61,000円

イ 61名から150名 月額122,000円

ウ 151名以上 月額183,000円

		(3) 助成の対象となる保育士から賃借料等を徴収してい
		る場合は、賃借料等の差額分から算出した額を助成す
		る。
		(4) 宿舎借り上げの費用について、他の助成事業等によ
		り、住居手当又はそれに類する助成をしている場合に
		は、対象としない。
		(5) 助成の対象となる保育士が未入居の月は、対象とし
		ない。
交	様式	第1号様式
交付申請書		別に定める日
請書		1 事業計画書
		2 収支予算書
		3 賃貸借契約書の写し
		4 保育士証の写し
		5 住民票の写し
		7 保育士本人負担額を確認する書類
		8 その他市長が必要と認める書類
助原	找決定通知書様式 ————————————————————————————————————	第3号様式
助原	戊の時期 ┏━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	請求のあった日から30日以内
実績	様式	第5号様式
実績報告書	提出期限	助成対象事業の完了の日から起算して2月を経過する日又
書		は当該事業が完了した日の属する年度の3月31日のいず
		れか早い日
	添付書類	1 事業報告書
		2 収支決算書
		3 事業費精算書
		4 その他市長が必要と認める書類
L		

### 9 認可保育所等特定事業支援交付金

助成の目的 こどもたちへの特別な体験の機会の提供による保育及び幼児教育のの向上を支援することを目的とする。 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、幼稚園(子ども・子で支援法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。)を設置経営する人で社会福祉法人以外のもの(茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第4に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法等である者を除く。)
助成対象者 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、幼稚園(子ども・子で支援法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。)を設置経営する人で社会福祉法人以外のもの(茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第4に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法等である者を除く。)
て支援法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。)を設置経営する 人で社会福祉法人以外のもの(茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第4 に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法 等である者を除く。)
人で社会福祉法人以外のもの(茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第4 に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法 等である者を除く。)
に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法等である者を除く。)
等である者を除く。)
助成対象事業 支援の対象となる事業は、次のいずれにも該当する事業であって、
可保育所等が実施する保育及び幼児教育の質の向上に資すると市長
認めるもの(以下「認可保育所等特定事業」という。)とする。
(1) こどもたちに特別な体験の機会を提供する事業
(2) 新たに事業者が実施する事業
助成金額 認可保育所等特定事業に要する費用の額に相当する額(その額が3
0,000円を超える場合には、300,000円)とする。
様式 第1号様式その1
提出期別に定める日
交   限   R
交付申申請請     限       請書     添付書 1 事業計画書
類 2 収支予算書
3 その他市長が必要と認める書類
助成決定通知書様 第3号様式その1
式
助成の時期 請求のあった日から30日以内
実 様式 第5号様式
実績報告     様式 第5号様式       報告書     提出期 助成対象事業の完了の日から起算して6月を経過する日又は当該事
書 限 が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日
添付書 1 事業実績報告書

類	2	収支決算書
	3	その他市長が必要と認める書類

### 10 手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金

助成の目的	手ぶらで保育の推進により保護者並びに保育士及び幼稚園教諭(以下
	「保育士等という。」)の負担の軽減を図ることを目的とする。
助成対象者	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園(子ども・子
	育て支援法第27条に規定する特定教育・保育施設で施設型給付費
	の支給を受けている幼稚園をいう。)を設置経営する法人で社会福祉
	法人以外のもの(茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する
	暴力団経営支配法人等である者を除く。)のうち、次に掲げるいずれ
	かの措置を講じている施設
	(1) 毎月定額の料金を支払うことにより、当該認可保育所等に必
	要な数量の紙おむつが提供されるサービス(以下「おむつのサ
	ブスク」という。)の導入
	(2) 当該認可保育所等に在籍する児童全員のコップ、タオル、ハ
	ンカチ等を備付け、これらを洗浄する環境の整備
	(3) 当該認可保育所等に在籍する児童全員分の着替えに要する衣
	類又はスモックを備付け、これらを洗浄する環境の整備
	(4) 布団カバー、お昼寝用コットカバー又はタオルケット等を備
	付け、これらを洗浄する環境の整備
	(5) 出欠席の連絡及び通園時に保護者と職員の双方が児童の状況
	等を記録することができる電子情報処理組織の活用
助成対象事業	次に掲げるとおりとする。
	(1) おむつのサブスクの実施に伴う、未使用のおむつを保管する
	ための保管庫又はロッカーの購入
	(2) お昼寝用コット又はお昼寝用布団の購入
	(3) 折りたたみヘルメットの購入

		(4) 炊飯器(炊飯容量が1リットル以上のものに限る。)の購入			
		(5) 駐輪場の屋根の設置			
助成金額		補助対象事業に要した費用に相当する額(当該額が990、000			
		円を超える場合は、990、000円)とし、当該額に1、000			
		円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただ			
		し、本補助金の申請に係る事務により、施設の事務負担が増加して			
		いると認められる場合は、当該額に80,000円を合算した額を			
		支給することができる。			
交付	様式	第1号様式その1			
交付申請書	提出期限	別に定める日			
書	添付書類	1 事業計画書			
		2 収支予算書			
		3 その他市長が必要と認める書類			
助成決定通知書樣		第3号様式その1			
式					
助成の時期		請求のあった日から30日以内			
実 様式		第 5 号様式			
実績報告書	提出期限	助成対象事業の完了の日から起算して6月を経過する日又は当該事業			
書		が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日			
	添付書類	1 事業実績報告書			
		2 事業収支決算書又はこれに代わる書類			
		3 事業実施に要した費用の領収書等の写し			
		4 その他市長が必要と認める書類			